

「新行財政改革推進プラン」の再検討を求める意見書

県においては、毎年１０億円（５年間の累計で１５０億円）の歳出削減を掲げた「新行財政改革推進プラン」を平成２０年３月に策定し、現在、平成２１年度以降の事務事業の見直しについて検討しているところであるが、いずれも地域産業と市民生活にかかわる重要な事項である。

特に「合併浄化槽設置整備事業補助金」の見直しは、補助件数のほぼ８割に当たる住宅新築の際の補助を廃止して、住宅改造だけに限定する極めて大幅な縮小となり、今後、個別合併浄化槽を視野に入れた下水道事業を推進する上において、負担の公平性が懸念されるとともに住民の負担増により、普及率が向上しないのではないかと危惧するところである。

また「県単独医療費助成」の４制度の見直しは、福祉医療として県民の命と暮らしを支えてきた制度を縮小するもので、例えば透析患者の約３割が年収１００万円以下と言われている中、８割の患者が県の重度心身障害児者等医療制度により、安心して治療を受けており、この制度の縮小、廃止は許されるものではない。

また、食料品などの生活必需品の高騰で一層生活の厳しさが増しているときだけに、応益負担に苦しめられている重度心身障害児者や貧困家庭が多いことで社会問題になっているひとり親家庭への医療費助成に自己負担を導入することは大変冷たい姿勢だと言わざるを得ない。

さらに６７歳から６９歳の老人医療費助成制度は、低い年金で生活している高齢者に対して極めて所得制限の厳しい制度となっており、その上、医療費助成を廃止することは命を削ることになりかねない。

地方財政の厳しさは全国共通である。しかし、和歌山県が率先して行ってきたこれらの制度を今廃止、中止することは県民の厳しい暮らしに追い打ちをかけることになる。

こうした社会経済情勢を十分に勘案した中で、「新行財政改革推進プラン」における下記事項について再検討されるよう強く求める。

記

- １．「合併浄化槽設置整備事業補助金」を廃止しないこと。

2. 「県単独医療費助成」の4制度の廃止、縮小は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月17日

御 坊 市 議 会

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸 殿